

## 那覇市立小中学校給食弁当代替者補助金交付要綱

令和7年11月10日教育長決裁

改正 令和8年1月23日教育長決裁

改正 令和8年4月10日教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市立の小学校又は中学校(以下「那覇市立小中学校」という。)において、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し子育て世代の支援をするための那覇市立小中学校給食弁当代替者補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、那覇市立小中学校に通学する児童生徒のうち、食物アレルギー等やむをえない理由により給食を喫食せず、通学する学校へ届け出の上、学校給食実施日に学校給食のパン又は米飯及びおかずの提供を受けない代わりに、毎回持参した弁当を当該学校において喫食する(以下「弁当対応」という。)児童生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助の支給を受けているとき。
- (2) 那覇市就学援助規則(平成17年那覇市教育委員会規則第4号)第4条第1項第8号に規定する学校給食費の支給を受けているとき。
- (3) 国又は地方公共団体の制度により学校給食費の全部の支援を受けているとき。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、児童生徒の通学する学校の学校給食費の1食単価額から牛乳代相当額を差し引いた額(以下「補助基準単価」という。)に弁当対応をした回数に乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、那覇市立小中学校給食弁当代替者補助金交付申請書・口座振込依頼書(第1号様式)(以下「交付申請書」という。)に必要な書類を添付し、弁当対応をする当該児童生徒の通学する学校の校長(以下「校長」という。)を経由して、市長に提出しなければならない。提出にあたって校長は、交付申請書の学校記入欄を記入のうえ、提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付決定を受けた者(以下「交付決定保護者」という。)に対しては、那覇市立小中学校給食弁当代替者補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知し、交付をしないと決定した者に対しては、那覇市立小中学校給食弁当代替者補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 交付決定保護者は、補助金申請年度の11月以降に、当該年度の10月末日までの実績の範囲内で、概算払を請求することができる。

2 前項の概算払いを請求する交付決定保護者は、那覇市立小中学校給食弁当代替者補助金概算払請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

3 交付決定保護者は、第10条の規定による補助金の額の確定に基づき、その支払いを受けようとする場合は、那覇市立小中学校給食弁当代替者補助金精算払請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(内容の変更)

第8条 交付決定保護者は、第6条の規定による交付の決定を受けた内容に変更があった場合は、那覇市立小中学校給食弁当代替者補助金に係る内容変更承認申請書(第6号様式)により、市長に変更交付の申請をするものとする。ただし、補助金の交付決定額の減額の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する変更交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更交付すべきものと認めるときは、変更交付の決定をし、那覇市立小中学校給食弁当代替者補助金変更交付決定通知書(第7号様式)により交付決定保護者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 校長は、補助金の対象となる児童生徒ごとに当該年度における弁当対応をした回数について、那覇市立小中学校給食弁当代替者補助金実績報告書(第8号様式)により、市長へ報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、補助金の額を確定し、那覇市立小中学校給食弁当代替者補助金確定通知書(第9号様式)により、当該交付決定保護者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定保護者について次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助対象者に該当しなくなったとき。

(2) 国又は地方公共団体の制度により学校給食費の全部又は一部の支援を受けたとき。

(3) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行うときは、那覇市立小中学校給食弁当代替者補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

付 則(令和8年1月23日教育長決裁)

この要綱は、令和8年1月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

付 則(令和8年4月10日教育長決裁)

この要綱は、令和8年4月10日から施行し、令和8年4月1日から適用する。